静かな夜と平和な空を返せ-

発行日: 2025年3月3日

発行者:福本道夫

深景可 NEWS

連絡先:〒196-0003 東京都昭島市松原町 4-10-24-100

E-mail: yokota9th@yahoo. co. jp

Web サイト http://yokota-nakusukai.sakura.ne.jp/ 発行:横田基地公害訴訟原告団

横田基地公害訴訟第7回弁論

本日の行動予定

① 13 時 15 分:事前集会 東京地裁立川支部前

- ② 13 時 40 分:地裁建物に入場(1 階で荷 物検査があります。) ~エレベーターに 乗って4階へ
- ③ 13 時 50 分: 4 階 404 号法廷に入廷 携帯電話の電源は切るかマナーモード

にしてください。

- ※裁判所から事前に渡された傍聴券約20 枚を配布しますが、足りない場合でも 法廷には入れますのでご安心ください。
- ④ 14 時 00 分:弁論(20 分程度か)
- ⑤退廷後~報告集会(裁判所前)~解散

弁護団の馬場先生にお書きいただきました。 ※タイトルは原告団事務局でつけました。

被告・国の主張「航空機の安全性につ いて」に反論する

- 今回の書面では、被告が主張する「航空機の 安全性について」に対して、反論しています。
- 2 まず、被告は「航空機事故が発生した場合、 直接の被害者との間では侵害行為となっても, 直接の被害者ではない単なる飛行場周辺住民と の間では何ら侵害行為とはならない」と主張し ています。

しかし, 今回の訴訟で, 原告らは, 原告ら各 自が受けた具体的被害の全部について賠償を求 めているのではなく,一律に精神的苦痛に対す る慰謝料を請求しています。

居住地上空で頻繁に旋回訓練等が行われる原 告らにとって、横田基地所属の航空機が、ある

いは、横田基地における訓練において他基地所 属の航空機が、頻繁に事故を発生させているこ とは, 旋回訓練等と相俟って, 精神的苦痛を増 大させる侵害行為ですし,慰謝料の算定にあたっ て考慮される事情です。

現に, 落下事故などは, 横田基地周辺(原告 ら居住地) にて起こっています。

3 また、被告は、「航空機の墜落事故は、極めて まれにしか発生しないものであり、 航空機は、 現存する交通機関の中で最も安全性が高い乗り 物で(中略)民間の航空交通事故による死者数 が毎年おおむね数名ないし 10 数名で推移してい る」とも主張しています。

しかし、まずもって、民間の航空機と軍用の 航空機では、機体も、速度も、飛行経路・高度 も,管制も,飛行方法(訓練の有無等)も異な り、その安全性も全く異なります。民間航空機 は、人員降下・物資投下訓練やタッチアンドゴー 訓練など行いません。

そして、特に、オスプレイに関して言えば、 令和 5(2023) 年 11 月 29 日に横田基地所属の CV-22 オスプレイが屋久島沖で墜落し、搭乗し ていた8名が死亡する事故が発生しました。こ の事故の原因は、プロップローター・ギアボッ クス内のギアが破断したことによるものとのこ とでした。

さらに、令和6(2024)年11月20日には、ア メリカニューメキシコ州の空軍基地でオスプレ イが墜落寸前で緊急着陸する事故が発生しまし た。米側の報告によれば、この事故を分析した 結果,一定の飛行時間に満たないプロップロー ター・ギアボックスで,不具合が発生する潜在 的な可能性が示唆されたとのことでした。

すなわち,同部品(プロップローター・ギアボッ クス) の不具合により、類似する事故が発生し たということです。

しかるに、横田基地において、オスプレイ は,屋久島沖の事故発生後の令和5(2023)年11 月30日から令和6(2024)年7月1日までの間。 ニューメキシコ州の事故発生後の令和 6(2024) 年 12 月 5 日から同年 12 月 29 日までの間, 飛行 を停止したのみで、飛行が再開されています。

構造的な欠陥とも言うべきギア破断の根本原 因が特定されておらず, 具体的な危険を有した まま, 原告ら居住地上空を飛行しているのです。

被告は、敷地や滑走路等が航空法の基準を満 たし, 航空管制に関する設備等も具備され, 安 全性確保のため各種基準が定められているとも 主張しています。

しかし、特に運航面において、米軍機は、航 空法の基準なり、日米合同委員会で合意した内 容なりを遵守していません。基準高度を遵守 しない低空飛行、日米合同委員会合意に反する 原告ら居住地上空でのオスプレイの垂直離着陸 モード(ヘリモード)と固定翼モードの転換な どは、頻回です。

6 最後に、被告は、移転補償等の措置により買 い入れた土地が、結果的に航空交通量の多い空 域の直下の土地を空地として確保することに よって安全性確保に役立っているとも主張して

います。

しかし、米国が自国の安全基準として、公共 施設や住宅等を禁止するクリアゾーンは滑走路 端 914m (3000 フィート) であり, APZ1 (事故 危険地域) はクリアゾーンの延長 1524m (5000 フィート)です。横田基地においては、当該範 囲に、学校や病院、公営住宅等が複数立地して おり,安全性が確保されているなどとは到底言 えません。

7 被告は、米軍機の運航を規制する権限がない などと本訴訟においても主張し、日米合同委員 会で合意した基準の遵守をさせることもしてい ません。

前述のオスプレイについてもそうですが、米 軍機の事故の調査は米側にて行われ, 根本原因 が特定されず、抜本的に解決されていないにも かかわらず、米側が飛行を再開するとすれば、 被告はこれをそのまま受け入れているのみです。

このような米軍における飛行実態・運用,及び, それを規制しない被告の姿勢をもってして,「安 全対策が十分」、「可能な限りの配慮を尽くした」 などとは到底言えません。

F-35B 横田基地で何度も離着陸を繰返す!



2/28(金) 16時 13分~岩国基地・米海兵隊のステルス 戦闘機(短距離離陸・垂直着陸可能) F-35B ④機が横田 基地に一旦上空をローパス後①機ずつ南から着陸。

3/1(土) 11時19分・25分各②機北へ離陸。12時40分・ 44分各②機南から着陸。14時09分・29分各②機北へ離陸。 15時29分・15時41分各②機南から着陸。17時45分・ 48分各②機南へ離陸。19時08分・12分各②機南から着陸。 3/2 (日) 9時07分・10分各②機北へ離陸。10時41分・ 51 分各②機オーバーヘッドアプローチ (OHA) 後南から 着陸。11時56分②機南へ離陸。12時01分②機北へ離陸。 12 時 56 分・13 時 11 分各②機南から OHA 後南から着陸。 14時40分④機南へ離陸。=岩国に帰投か?

飛行音は轟音!特に離陸時は急上昇・急旋回を行い、 耳が痛くなるような衝撃音を周辺にまき散らした。着陸 時 OHA や短距離着陸・離陸モード時も大音響。

2/28 北関東防衛局から周辺自治体への情報提供では、 「今週末,米軍戦闘機が離着陸予定。機種・機数・スケジュー ルは運用保全上明らかにできない」とのこと。

OHA: 通常の着陸よりも比較的高い高度、速度で滑走路 上空に接近。滑走路上で大きく 180 度旋回を行い,減速, かつ高度を下げつつ標準の飛行経路に進入すること。